



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

災害に備えた福祉的支援体制について

第2回 災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 災害に備えた福祉的支援体制について
(社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）より)**
- 2 参考資料**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 災害に備えた福祉的支援体制について (社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）より)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 災害に備えた福祉的支援体制について

基本的な考え方

- 令和6年能登半島地震への対応においては、施設・事業所、事業者団体、職能団体の協力により、全ての都道府県から社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等から成るDWAT(災害派遣福祉チーム)が被災地に派遣され、能登6市町や1.5次避難所で、避難所における生活の困りごとに関する相談支援などの福祉的な支援を実施するとともに、被災した社会福祉施設に対する介護職員等の施設間応援派遣や、被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業などの支援において、被災者の生活を支えてきた。
- 一方で、令和6年能登半島地震においては、DWATの初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の在り方などが指摘され、災害時の福祉支援体制の充実を図る必要性や、平時からの災害福祉支援の体制整備の重要性が認識された。
これらの教訓を踏まえ、災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和7年法律第51号)が令和7年7月に施行され、災害時の福祉支援が法制化されたが、平時からの災害福祉支援の体制整備については未だ法制化されていない。
- 具体的には、平時からの災害福祉支援の体制整備については、市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針や、地域福祉(支援)計画策定ガイドラインに基づき進められてきたが、いずれも法律上の規定が明確でなく、自治体における体制整備には差異があるのが実情である。
また、災害時にはDWATの組成・派遣により支援が行われてきたが、DWATについても法律上の規定はない。
- このような状況の中、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいて、包括的な支援体制構築のための連携体制の構築や、DWATの平時からの体制整備に取り組むべきとされたことも踏まえ、個別の論点((1)平時からの連携体制の構築、(2)DWATの平時からの体制づくり・研修等)について、議論を行った。

1 – 1 平時からの連携体制の構築について

現状・課題

- 上記のとおり、災害時の福祉的支援が法制化されたが、安定的な日常生活への移行、災害関連死の抑制等を目的として災害時の福祉的支援を充実させていくためには、災害時に適切な対応をとることができるように、平時から災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりが重要である。
また、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいても、包括的な支援体制の整備が災害時対応に寄与することや被災者支援の取組が平時の福祉の支援強化につながることを踏まえ、地域共生社会と被災者支援の連携方策について、双方の充実の観点からも、検討を進めていく必要があるとされている。
- 社会福祉法第106条の3第2項に基づく指針(社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針)においては、包括的な支援体制について、災害等の影響によって発生する多様なニーズにも有効であることや、災害等の発生時を想定して支援体制を構築しておくことの重要性等についても規定しているが、法律上、包括的な支援体制整備にあたって連携に配慮すべき分野として、防災は規定されていない。
- 自治体が平時から福祉の支援体制整備の検討を行う一つのツールとして地域福祉(支援)計画があるが、社会福祉法上、地域福祉(支援)計画の記載事項として、災害福祉に関する事項は明確化されておらず、また計画の策定ガイドラインにおいて、計画に盛り込むべき事項の例として防災が挙げられているが、記載すべき防災関係の内容は不明瞭である。

検討の方向性

<包括的支援体制の整備における防災との連携>

- 国及び地方公共団体は、包括的な支援体制の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、当該措置の推進に当たっては、保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが社会福祉法で規定されているが、災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、「防災」との連携を加えることが必要である。
- その際、福祉的支援の体制づくりをより一層進めるためには、受援のための体制づくりにも留意が必要である。なお、防災、復旧・復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への女性参画についても取組を進めることの意見があった。

<地域福祉(支援)計画における災害福祉に関する記載事項>

- 地方公共団体が作成する地域福祉(支援)計画の記載事項は社会福祉法で規定されているが、これに災害福祉に関する事項を追加することが必要である。
- また、具体的な記載事項として、地域福祉(支援)計画策定のガイドラインを改定して以下の記載を求めることとし、計画策定の過程において災害時の対応を検討しておくよう促すことが必要である。
 - ・ 市町村地域福祉計画において、災害に関する取組(※1)に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において連携・協力を実行する内容や、福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方策(※2)について記載する。
 - ※1 個別避難計画の作成・活用、災害ケースマネジメントの実施、社協が実施するボランティアセンターの取組、災害支援を専門とするNPOが実施するボランティア活動 等
 - ※2 他市町村との連携、地域における協力体制の構築 等
 - ・ 都道府県地域福祉支援計画において、DWATの整備状況、災害時における役割や実施内容(※3)について記載する。
 - ※3 市町村別の整備状況の把握、体制の増強、発災時の積極的な活用等
- 包括的な支援体制の整備や地域福祉計画の策定にあたっては、支援の長期化を考慮するとともに様々な災害福祉支援の取組を踏まえた上で、体制整備や計画策定を進める必要がある。

現状・課題

<平時からの取組>

- DWATについては、平時からの取組として、災害時にDWATとして派遣される福祉従事者を確保するとともに、当該従事者を育成するために災害時を見据えた研修・訓練等の実施が必要である。現状では、都道府県が研修・訓練等を実施しているが、DWATの仕組みについて法的根拠がなく、通知に基づいて行われている状況である。
- 中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」が令和6年11月にとりまとめた「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」においては、要配慮者の避難生活を支える福祉従事者の確保と組織化の検討や、地域の実情に応じた訓練の実施が必要と指摘されており、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいても、災害が起こると地域全体が著しく福祉の欠けた状態となるため、平時から災害を想定した福祉の準備が必要であり、福祉における体制や研修、支援の枠組みを平時から構築する必要があるとの指摘がなされている。

<DWATの派遣要請に対する派遣元使用者の配慮>

- DWATとして福祉従事者が派遣されるためには、その所属する施設・事業所の理解・協力が必要であることから、より理解・協力を得られるための方策について検討が必要である。

<DWATに対する個人情報の提供>

- 災害時にDWATが活動するに際して必要となる要配慮者の情報について、地方公共団体から提供を受けることは可能ではあるものの、民間の社会福祉施設等の職員を中心に構成されるDWATに対しては、行政機関への提供とは異なり個人情報の提供を躊躇する例があるという指摘がある。

検討の方向性

<DWATの法制化>

- DWATの体制整備や災害時の支援をより安定的、かつ円滑に行うという観点から、DWATについての法制度を整備することが必要である。
- 具体的には、以下の点を踏まえ、災害時における福祉従事者の確保が可能となるよう、災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度を整備するとともに、災害時に福祉的支援に従事する者に対する研修及び訓練の実施に関する規定を設けることが必要である。
 - ・ 災害時には広域的な対応が必要となる場合があり、その際には研修を受講したDWATチーム員が派遣されることから、国が登録名簿の管理や研修を実施することとし、併せて、DWATの養成・派遣を円滑に行うためには地域の主体性や実情も勘案する必要があることから、都道府県災害福祉支援ネットワークも関与することとする必要がある。
 - ・ 都道府県においても福祉従事者に対する研修及び訓練の機会の提供等を行うよう努めるものとすることが必要である。
 - ・ 生活圏域や市町村圏域でDWATを組成可能とするための養成や、訓練にあたって、地域住民・関係機関と連携した生活圏域での実施、また広域での実施にも留意することが必要である。
 - ・ DWATの登録、研修、派遣等の実際の運用にあたっては、研修を受講しやすい環境整備や、迅速な派遣、支援のフェーズに応じた他の災害時の福祉支援との関係、応急期の支援が復旧・復興期の生活再建に強く影響を与えるという点にも留意が必要である。

<DWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務>

- DWATチーム員が所属する施設・事業所の使用者に対して、都道府県知事の派遣要請に対応するための配慮をする旨の努力義務を課すことが必要である。
- なお、DWATチーム員を派遣する施設・事業所への支援についても検討が必要であるとの意見があった。

<DWATチーム員に対する秘密保持義務>

- 避難所等においてより適切な福祉的支援の提供を行うため、DWATの活動に必要な要配慮者等の個人情報を適切に入手、活用する観点から、DWATチーム員に秘密保持義務を課すことが必要である。

<その他>

- 災害時の福祉施設・サービス事業所の機能回復のための人材確保をどのようにすべきかという意見があった。

2 參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

災害派遣福祉チーム(DWAT)のこれまでの取り組み

- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は全都道府県で編成されており、令和6年度末で約1.1万人が登録されている。
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
 - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
 - ② ネットワークに参加する団体や施設等から、社会福祉士や介護福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
 - ③ 避難所等において、避難生活中の困りごとに関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備、食事やトイレ介助
等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、生活不活発病などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援
- 能登半島地震で開設された避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困りごとなどの相談支援等を実施
※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々
- 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、現在は国のガイドラインに基づき全都道府県で編成されている（実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際）。

【DWATが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施

平成28年4月熊本地震…熊本県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害…岩手県

平成30年7月豪雨災害…岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県

令和元年台風19号……宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

令和2年7月豪雨災害…熊本県

令和3年7月豪雨災害…静岡県

令和5年梅雨前線大雨…大分県

令和6年能登半島地震…47都道府県

令和7年岩手県大船渡市林野火災…岩手県

※能登半島地震の際は、1/6～6/30まで、全都道府県から延べ1,573人のDWATが派遣された

- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センター（国からの委託）が調整。
- 厚生労働省のこれまでの取組
 - ・ 平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
 - ・ 平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知
 - ・ 令和6年1月 令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動
 - ・ 令和7年6月 ガイドライン通知を一部改正

令和6年能登半島地震における福祉的支援について

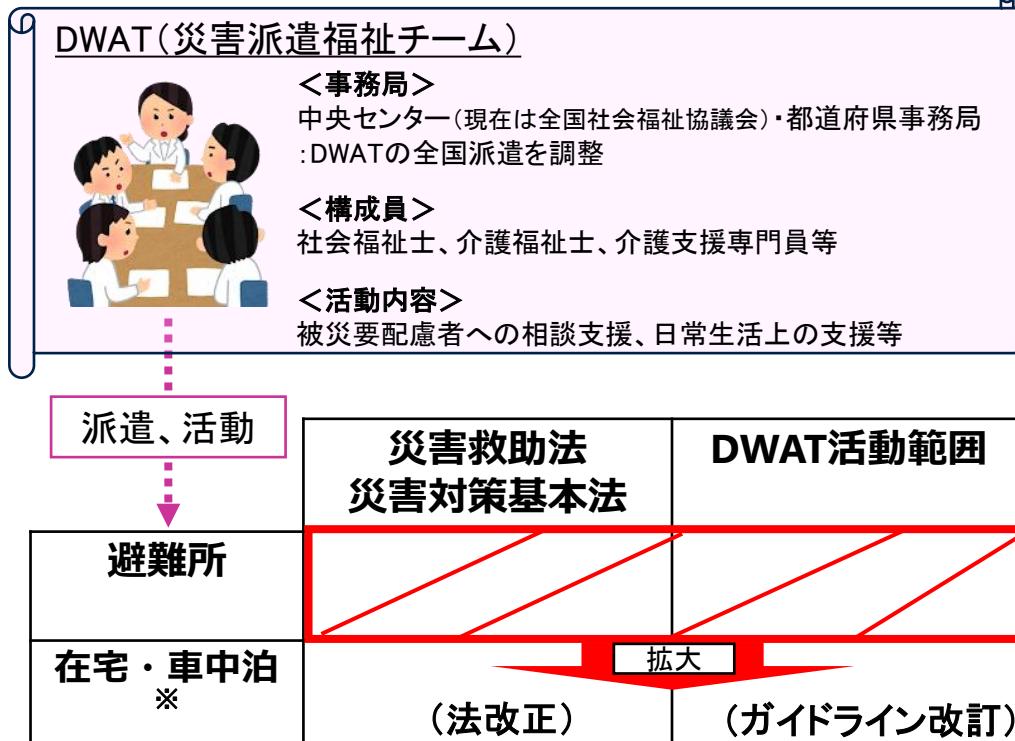
能登半島地震への対応においては、福祉的な支援を必要とする場所が時間の経過とともに変化しており、石川県保健医療福祉調整本部や災害福祉支援ネットワーク中央センターと調整の上、各場面で必要な体制を確保しながら避難先や広域避難先への移送などニーズを踏まえた対応を実施した。

- ① 地域の被災状況に応じて、DWATによる避難所への常駐によるアセスメントや相談対応、巡回訪問を実施
- ② 福祉避難所については、福祉避難所となる施設が大きく被害を受けたほか、ライフラインの途絶、担い手となる施設職員等も被災して不足することで、開設が一部に留まったことから、2次避難所に移るまでの一時的な滞在を想定した1.5次避難所が開設され、DWATや介護職員等の派遣を実施
- ③ 2次避難者や定員を超過して避難者を受け入れる施設や被災した施設等に、介護職員等の派遣を実施
- ④ 避難することなく在宅に留まっている方については、被災高齢者等把握事業により、ケアマネジャー等が個別訪問を実施
- ⑤ 仮設住宅入居者等については、被災者見守り・相談支援等事業により、生活支援相談員が個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で被災者を各専門相談機関へつなぐ取組を実施



災害対策基本法等の改正（DWAT関連部分）

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。
※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応（令和7年7月1日施行）



（参考）災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助の種類等）
第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
一 避難所及び応急仮設住宅の供与
二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四 医療及び助産
五 被災者の救出
六 福祉サービスの提供
七 被災した住宅の応急修理
八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
九 学用品の給与
十 埋葬
十一 前各号に規定するものほか、政令で定めるもの
2～4 (略)

（参考）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所における生活環境の整備等）
第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他の避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 (略)

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）
第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 (略)

令和7年台風第15号における静岡DWATの活動

活動概要

【派遣場所】

牧之原市内（静波地区、細江地区他）

※牧之原市からの要請を踏まえ、竜巻の被害があったと考えられる地域を中心に、延べ約1,500戸を訪問

【活動期間・人数】

9月17日から10月10日までの24日間、延べ人数196名（県内派遣により対応。先遣隊分含む。）

【派遣構成】

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の福祉専門職の混成チームで編成（戸別訪問は原則2人1組で実施）

【派遣元法人・団体】

職能団体など16団体で構成する静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（事務局：静岡県社会福祉協議会）が派遣

【特徴】

- 災害救助法等の改正後、全国で初めての在宅避難者等への活動事例
- 発災直後に市側でも訪問調査を実施したが、福祉ニーズの深掘りを行うため福祉専門職による訪問を実施
- 戸別訪問の聞き取り調査結果は、スマートフォンで入力し、データで一元管理。市側とも即時共有することで、災害ボランティアセンター等による速やかな支援につながった。
- また、牧之原市の庁舎内の一室を活動拠点として使用できたことで、市側と緊密に連携を図ることができた。
- DWAT、市担当課、県担当課等で定期的に打合せを実施し、具体的な活動内容の整理や進捗管理等を実施

《DWAT活動状況》

【牧之原市との打合せ】



【訪問状況】



【在宅避難者への聞き取り】



【スマートフォンでの調査データ入力】



令和7年大分県大分市佐賀関の大規模火災における大分DWA Tの活動

活動概要

〔派遣場所〕

大分市内の避難所 1箇所（佐賀関市民センター）
※避難者は最大約170名、うち要配慮者は30名以上

〔活動期間・人数〕

発災翌日の11月19日から12月18日までの**30日間**、延べ人数**139名**（県内派遣により対応。）
全9クールに分けて活動（1クールは引き継ぎも含めて4日間）

〔派遣構成〕

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の**福祉専門職の混成チーム**で編成

〔派遣元法人・団体〕

職能団体などで構成する大分県災害福祉広域支援ネットワークが派遣

〔支援内容〕

- ・生活環境の改善（ベッドやパーティションの設置）
- ・環境の改善（感染対策、清掃）
- ・困りごとの把握（アセスメント）
- ・保健医療福祉チームとの連携 等